

整骨(接骨)・鍼灸・マッサージ 施術の注意事項

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

健康保険の適用が認められない、柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師による施術の「療養費」請求が発生していますのでご注意ください!!

- ① 同一月内に、同一傷病又は同一部位(近接部位含む)について、保険医療機関(以下「病院」という。)の治療と並行して、柔道整復師やはり師・きゅう師による施術を受けた場合、これらの施術は健康保険適用外です。
- ② 同一月内に、複数の柔道整復師から施術を並行して受けた場合、一つの施術以外は全て健康保険適用外です。(「はり師・きゅう師」、「あん摩マッサージ指圧師」もそれぞれ一つのみ可)
- ③ 非該当の傷病名や症状等での施術は、健康保険適用外です。
- ④ 自動車等で通院できる場合の「往療料」(請求の可否を当組合に事前確認してください。)

健康保険制度においては、病院による「療養の給付(現物給付)」を原則とし、『保険者がやむを得ないと認めるときは、「療養の給付(現物給付)」に代えて「療養費(現金給付)」を支給することができる』とされています。

「療養費」の給付が認められない施術であることが判明した場合は、当組合負担分を組合員に返還請求します。くれぐれもご注意ください!!

《整骨院(接骨院)、鍼灸院、あん摩マッサージ指圧院での施術の受け方(具体例)》

1 整骨院等(柔道整復師)

- ① 打撲・捻挫・挫傷等の急性・亜急性の外傷性の怪我の施術については、健康保険適用となります。
なお、腰痛症、ヘルニア等の病気や慢性的な痛みへの施術は、健康保険適用外です。
- ② 応急処置及び医師が同意した骨折・脱臼の施術は、健康保険適用です。ただし、医師が施術に同意している場合であっても、同一部位等で医師の治療に対して療養の給付を受けた場合は不可。
- ③ 同一部位(近接部位含む)治療のため、同一月内に、整骨院等と病院を重複診療の場合は病院のみ、整骨院等と鍼灸院を重複して施術の場合は、一つの施術のみ健康保険適用となります。
- ④ 部位を問わず、同一月内に複数の整骨院等を重複して施術の場合、一つのみ健康保険適用となります。

2 鍼灸院(はり師・きゅう師)

- ① 神経痛・リウマチ・五十肩・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患で、医師が治療を行い、適当な治療手段がないと判断されたもの。
⇒初回申請時に、医師の同意書(又は診断書)を添付してください。
なお、継続する場合は、3か月ごとに医師の同意が必要です。
- ② 同一部位(近接部位含む)治療のため、同一月内に、鍼灸院と病院を重複診療した場合は病院のみ、鍼灸院と整骨院等を重複して施術の場合は、一つの施術のみ健康保険適用となります。
- ③ 部位を問わず、同一月内に複数の鍼灸院を重複して施術の場合、一つのみ健康保険適用となります。

3 あん摩マッサージ指圧院(あん摩マッサージ指圧師)

- ① 脳梗塞などで筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、マッサージにより麻痺や拘縮の改善等の治療効果が期待できるもの⇒初回申請時に、医師の同意書(又は診断書)を添付してください。
なお、継続する場合は、3か月ごとに医師の同意が必要です。
- ② 同一傷病の場合、病院の治療とあん摩マッサージ指圧院の施術は、共に健康保険適用となります。

※健康保険適用外の施術の詳細は、当組合ホームページ、又は当組合に直接ご確認ください。